

第6回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会	
開催日時	令和7年7月18日(金) 午前10時00分
出席議員	委員長：武道 修司 副委員長：宗 裕 委員：工藤 久司 委員：池亀 豊 委員：吉元 健人
欠席議員	委員：田原 宗憲
事務局職員	局長：桑野 智 係長：瀬戸 美里
説明員	前都市政策課：大津 将矢 都市政策課：成吉 晃平 前都市政策課課長：首藤 裕幸

午前10時00分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、第6回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日は、田原委員が所用のため欠席となっております。御報告しておきます。

それと、本日は職員の大津さんに説明員という形で出席をしていただいています。今、選挙中で大変忙しいときに御協力いただき、誠にありがとうございます。

本日の質問なんですが、特に都市政策課の全体の資料を我々が見たわけではなく、一部の資料の中で大津さんの起案が多く、どういう形で起案をされていったのかという部分もありましたので、一部ではありますが、まずお聞きをして、それから全体像というか、全体の都市政策課の流れも参考に調査をさせていただきたいなということで今日はお願いをしているところです。

委員の皆さんも都市政策課全ての契約を見てやっているわけではないので、一部の資料の中ということになりますので、その点も注意しながら御質問をしていただければというふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、早速、協議事項に入っていきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

都市政策課の情報開示請求資料の関係で、一部の資料になりますが、その点について中身で質問をしていきたいと思います。

まず最初に、私のほうから5項目について質問をさせていただきたいと思います。これは前もって質問状をお渡ししているのでお答えができると思いますので、あと、これに付随した質問がまた出ると思いますがよろしくお願いをいたします。

まず最初に、業者選定の方法・起案等の事務の流れについての説明をお願いしたいと思います。まずよろしいでしょうか。大津さん、お願いします。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） 業者選定方法ですけれども、都市政策課では、各業務、電気だったり水道だったり、その他の工事関係だったり業者一覧というのを持っていて、そこから業者を選んで、水道だったらどこどこ、電気だったらどこどこということによって選んでいます。

その業者の選定については、営業に来てくれた業者にこういう仕事を頼みたいけれども大丈夫ですかと言って、オーケーをもらったらその業者一覧を追加していくような形になっております。

起案の方法については、町営住宅の業務になりますので、住民の方から連絡がありましたら、もう基本的には急ぎの緊急の対応が多くでありまして、すぐに係長、課長に相談して何々業者さんに頼みますということで、金額は、一番最初は見積りをもらいますけれども、もう金額がある程度固まってきたらすぐにこの業者だったら何円でいけるということで、すぐ頼むような形で緊急対応を毎回お願いしております。

○委員長（武道 修司君） 基本的には業者の選定はまず担当のほうで決めて、それから係長、課長に相談をするというふうなことでよろしいですかね。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） そうです。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

次に、分割発注と思われる契約があるんですが、何となくこれかなというような感じのところは分かると思うんですけど、分割発注の可能性がちょっとあるんですが、それをなぜあえて分けたのか、そのような契約をするような指導を受けたのかどうかを教えてくださいというふうに思います。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） 分割発注は、財政課のほうからはすることのないようにというふうに指導を受けておまして、資料をもらっていましたが、どれとどれが分割発注かなということが……。

○委員長（武道 修司君） 言いましょうか。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） お願いします。

○委員長（武道 修司君） 資料の例えば10、11でベランダの清掃、修繕ベランダというふうにあります。その上に手数料ベランダ清掃というのがあります。これは全て上築城の60—302と402というところになるんですが、通常、日にちが近い、場所が近い、同じ業者となったときに、分割発注というか業者が一緒とか別とかではなくて、近いところで同じような時期であれば一緒に工事を出して、10万円以上になりますので、通常、見積り入札をやらないといけないうかなというふうに思います。その見積り入札をしなくて1者による分割をして随意契約をしているおそれがあるというところでの問題です。

それと、科目が施設修繕費と手数料で分かれています。あえて科目を分けてやっているという部分と、もう1つ参考にですけど、これは大津さんが担当ではないんですけど、大津さんのところもあるんですけど、例えば29、30、これは令和4年なんですけど、ほかにもその後にもずっと出てきますが、令和4年でいくと、例えば床の修理をしている。床の修理をした後に畳の処分をしている。多分、床の修理をして畳が悪かったので、そのままその畳の処分をしている。片一方は施設修繕費、片一方は手数料で処分。通常、そういうふうな要らない物、廃棄物が出たときは産業廃棄物扱いとして、その工事の中に入れて手続をしないとイケないと思うんですけど、あえて手数料に分けてやっているということで、これは一丁畑のA—104という部屋でそのようなことが起きている。

同じように畳の撤去については令和5年もありますし、ほかのところもちょっとあるのかなというふうに思うんですが、なぜこのような手続をされたのかというのを踏まえて分割発注と思われるようなところは数点ありますので、その点をちょっとお答えいただければなというふうに思

います。

○(前) 都市政策課(大津 将矢君) 今、言っていたところですけど、ちょっと認識として私が間違っていたかもしれないんですけど、床の修繕とごみを捨てる手数料というのは別物と考えておりましたので分かれた請求になっておりまして、ここは1つにしないといけないということであれば契約かなという、私の認識としてはちょっと別の発注だったということになっております。

○委員長(武道 修司君) それとか、あとベランダの清掃とか、ごみ処理とかが近い時期のところがあるんですね。例えば62、63、64、65、ごみ処理手数料というのがずっとあります。通常こういうのは、ごみ処理が続けてある場合もちょっと場所が離れていても、例えば建設課でいくと、ガードレールの修理とかいろんなカーブミラーとかがあったときに町内一円ということでまとめて入札をかけるんですね。これをあえて分けて9万7,625円、9万8,725円、9万八千七百何ぼとか、9万七千何ぼとか、これはちょっと分割発注に当たるのではないかということで、こういうようなところがなぜ起きているのかということをお聞きしたいというふうに思います。(「何年の」と呼ぶ者あり) 令和5年の63、64、65、66、これは全て大津さんのほうで起案をされているようですが、資料は分かりますか。

資料の頭でいくと、69、70、71、72(「ページ番号のほうがいいんじゃないか」と呼ぶ者あり) ページが69、70、71、72。

○(前) 都市政策課(大津 将矢君) 一丁目D-103の畳撤去から始まる……。

○委員長(武道 修司君) いやいや、ごめんね。69、70、71、72で手数料のところ。

○(前) 都市政策課(大津 将矢君) 手数料……。

○委員長(武道 修司君) 資料が違うかな。

○(前) 都市政策課(大津 将矢君) 69、ごみ処理手数料……。 (「69ページです」と呼ぶ者あり)

○委員長(武道 修司君) それのこっちの手数料、ごみ処理の関係のほうです。

○(前) 都市政策課(大津 将矢君) 手数料、ごみ処理の関係で、69は一丁目D-103畳撤去ですかね。適用欄……。 (「ごめんなさい。多分、見ている資料が違う」と呼ぶ者あり)

○委員長(武道 修司君) 多分、違うと思う。(「2種類あるやつの」と呼ぶ者あり)

瀬戸さん、ちょっと行って。

○(前) 都市政策課(大津 将矢君) 申し訳ありません。南別府団地の50-3の屋内片づけと50-5の屋内片づけ。これは部屋ごとに発注して部屋ごとに分けてしまってるので、これは問題ということですかね。

○委員長(武道 修司君) いや、それで、さっき言ったように建設課であればカーブミラーを町

内に5か所設置しないといけないとか、壊れていて修理をしないといけないとか、ガードレールが何か所かあったときは、同じ時期に同じようにするときには全部ばらばらに工事しないんですよ。一括して入札して、それは分割発注したら悪いからということでやるんですよ。これは全て同じ時期で同じような清掃作業を住宅の中でやっている。

調べた中でいくと、これは全て1者なんです。同じ業者なんです。通常で考えると、まとめて二十何万円、三十何万円となるんでしょうけど、そこで我々が見たときに入札をかけてやらないといけないもののかなというふうには、そうしないと、振り分けて小さくして1つのところになると分割発注のおそれがあるのではないかとということで、そのところがちょっと我々もこれが分割発注なのかどうなのかも分かっていないので、分割発注の可能性があるのではないかとということで聞いているところです。

○(前) 都市政策課(大津 将矢君) ちょっと私も数年前の話なのであまりあれですけど、部屋が分かれているので分けているのではないかなと思います。

○委員長(武道 修司君) そのときに係長とか課長からの指摘はなかったですか。これは分割発注になるよとか、そういうような話は全然なかったですか。

○(前) 都市政策課(大津 将矢君) ちょっと覚えていないですけども、決裁が通っているということであれば、なかったのではないだろうかと思いますけれども。

○委員長(武道 修司君) なかったよね。まあ、そういうふうには指摘があればそういうふうな手続はしないだろうからね。

○(前) 都市政策課(大津 将矢君) そうですね。

○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。

次に、業者の選定ですけど、先ほど一番最初にちょっとお聞きしました業者の選定方法とか、違いました。すみません。ちょっと私が違う資料を見ていたね。これは違う資料か。申し訳ないです。

住宅管理の作業、清掃等の金額の設定についてということで、金額が場所とか業者によって金額が違っていたりしています。1つは施設修繕費でも同じようなものがあったり、清掃の手数料でも同じようなものがあるにもかかわらず業者によって金額が違うとか、そういうものがありますので、住宅管理の清掃等の金額の設定、その後に基準額というものがあれば基準額はどのようにしているのかを教えてください。3番、4番を一緒にお答えいただければと思います。

○(前) 都市政策課(大津 将矢君) 清掃関係で基準額等はございません。全て業者からの見積りで決定しております。

以上です。

○委員長(武道 修司君) 基準額はない。業者からの見積り。その見積りをいただいたときに、

それが適正かどうかという判断はどのようにされていますか。

○(前)都市政策課(大津 将矢君) 適正かどうかの判断は、インターネット等で清掃料を調べて、それよりも安かったり、同等であれば適正と判断しております。

○委員長(武道 修司君) ほかの業者との差とかというのはあまり考えていないということですか。

○(前)都市政策課(大津 将矢君) このサニタリーワンさんとエス・ティ・産業さんの金額差の話ですかね。

○委員長(武道 修司君) うん。

○(前)都市政策課(大津 将矢君) それで言うと、ちょっとこちらは町営住宅で特殊事例のところは、サニタリーワンさんに頼むときは次の入居者が入る直前に清掃活動をしていただいて、入ってもらう清掃が多いです。エス・ティ・産業さんに頼むときは御遺体が見つかって、全部畳を剥がしたり消毒液をまいたりとか、ベランダに鳩のふんがあったり鳩の死骸が散乱しているところをお願いするとちょっと金額が高くなっている部分があります。

○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。

最後の質問になります。支出の関係です。これはほかの課でも一緒なんですけど9万9,000円がやたら多いんです。我々が調べた令和4、5、6年度のところの施設修繕費と手数料の関係でも、令和4年でいくと全部で44件ぐらいあるんですけど、そのうちの16件が9万9,000円というふうな感じで、当然、大津さんだけではなくてほかの担当者の方もおられます。大津さんが一番決裁が多かったのでお聞きしたいと思うんですけど、この9万9,000円が多い理由というのは何かあるんですか。

○(前)都市政策課(大津 将矢君) ちょっと私の予想というか、私はもう見積りをいただいて9万9,000円ですということと言われて、金額的に高くなさそうだとということであれば発注をしているんですけども、業者さんからしたら10万円を超えると契約になりますので、そこで抑えていただいていたんじゃないかなというところではあります。ちょっとこれは私の勝手な予想になりますけれども。

以上です。

○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。委員長の私のほうからの質問は以上となります。

それでは、皆さん、委員のほうから何かお聞きしたいことがあればお願いをいたします。吉元委員。

○委員(13番 吉元 健人君) ありがとうございます。今の予想の件でちょっと聞きたいんですけども、インターネット等で調べているのに予想でそういうふうに思われるということは、

インターネットで調べたときの金額は10万円以上ということですね。

○(前)都市政策課(大津 将矢君) ( )大きいことは結構多い。

○委員(13番 吉元 健人君) 結構多いではなくて大体そうなんです。1個はそうだけど次は違うとかになると問題なので、毎回毎回、見られているんですかね。

○(前)都市政策課(大津 将矢君) 同じ、似たような案件のときは見ていません。同じ内容のときは、前回調べたときに超えていけば毎回調べるということはありません。

○委員長(武道 修司君) ほかに。工藤委員。

○委員(5番 工藤 久司君) 1番から5番まで、今、委員長のほうから質問があり、大津さんのほうからも回答があったんですが、そもそも、この都市政策課の仕事は住宅関連を管理する。入居者とのやり取りというのもあると思うんですが、先ほど来、委員長からも指摘があったように、同じ住宅を清掃なり修繕をするのに本当に1日、2日ぐらいでやっているわけですよ。

当然、管理をする立場であるのであれば、やはりいろんな住宅を時には見に行ったりもするんでしょうけど、基本的な都市政策課の業務の内容がどういうものだったのかをちょっと教えてもらっていいですか。

○委員長(武道 修司君) 大津さん。

○(前)都市政策課(大津 将矢君) 業務の内容としては、これに関わるものであれば、住民から問合せ、修繕依頼があったら、現地に行って、業者を選定して、業者さんをお願いして、住民と連絡を取ってもらって、修繕してもらってという形だったりとか、あとは定期的に町営住宅の入居をかけるので、そのときに退去した部屋の、ちょっとこれが業務上、悪いところなんですけれども、前の住民の方が撤去しなかったものがあつたりとか、使い方が悪くていろんなトラブルがある場所は業者さんに頼んで修繕してもらって、入居者さんが新しく入るときに清掃していただいてというような業務を行っておりました。

○委員長(武道 修司君) 工藤委員。

○委員(5番 工藤 久司君) 管理をする立場から言うと、例えば、ここに出ている先ほど委員長のほうからも指摘があった、ページ数で言うと50、51番、上築城の、これは50、51ではなかったかね。どこだったですかね。

○委員長(武道 修司君) どちらのほうの資料ですか。手数料のほうか。

○委員(5番 工藤 久司君) 同じく、ページ数で言うと91、92とかは南別府の本当に同じ団地というか住宅なわけですよ。ですから、何が言いたいかということ、1か所見に行くのであれば、当然、どうだろうかということの業務をやはり管理するのが課の仕事だと思うんですよ。

先ほど委員長からも指摘があったように、これは分割発注ではないのかというような指摘を受ける。これはもう俎上があるんですよ。ですから南別府に限らず正毛田もあるし、いろんなと

ころでそういう入退去があったときには担当課として見に行くでしょうし、そのときに、やはりどうなのかというところの空き部屋の状況とかというのをしっかり管理するということが業務の中に当然入っていると思うんですけど、その辺りの業務というのはどの程度されていたのかを教えてください。

○委員長（武道 修司君） 大津さん。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） 比較的新しくて、毎回、公募をかけている部屋については、毎回、見て確認もしておったんですけども、古い住宅についてはそれがちょっとできていなかったところが多数ありまして、その都度、連絡があったら対応というような形になってしまっているところがありました。ちょっとそこは反省点かなと思います。

○委員長（武道 修司君） いいですか。ほかに。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 資料が清掃関係を抜き出したものと、この特定の業者さんの分を抜き出したやつが2つあるので分かりにくくて申し訳ないんですけど、令和4、5、6年度で、この特定の業者さんの契約を抜き出したほうの一覧を御覧ください。これの52ページと59ページ。

これは、いずれも起票者は大津さんになっておりまして、起票日はそれぞれ令和5年5月19日と令和5年6月23日ですから一月ぐらいしか変わらないんです。

それで、適用欄を見ると、日奈古483号室の屋内片づけ清掃を9万9,000円で先に発注していて、その1か月後に同じ日奈古483号室の屋外片づけを同じく9万9,000円で発注している。

これは、最初の発注のときに屋内及び屋外の片づけが必要であるというのは当然把握できると思うんですが、なぜか。これは分割発注ではないという説明が難しいのではないかなと思うんですけど、よほど特殊な事情があったのではないかなと思うので御記憶の限り説明していただければと思います。

○委員長（武道 修司君） 大津さん。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） こちらはうっすらと記憶にあるんですけども、ここは屋内で人が亡くなったところだと思います。そして片づけをエス・ティ・産業さんをお願いして、そのときはもう片づけ終わったなというところだったんですけども、近隣の方から苦情というか、草の手入れがされなくなるので生えたりとか、その草の中に前の方のごみとかプランターみたいなのとかが放置されていたので、それをまた苦情が出てから調査して片づけていただくということでした記憶があります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） かなり具体的な事情がよく分かったんですが、このお部屋はどうや

ら室内でお亡くなりになった方がいたようだと、そうすると9万9,000円という、この特殊清掃としては私も9万9,000円は安いのではないかという印象を持つんですが、幾ら近隣から苦情が出たとしても町営住宅の庭がそんなに広いとは思えないし、今のお話だと草刈りプラス残置物の整理程度で9万9,000円というのは、私は高いように思うんですけど、これはどちらも9万9,000円ですから、特に屋外片づけの9万9,000円の妥当性について何か御見解があったら説明をお願いいたします。

○委員長（武道 修司君） 大津さん。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） ちょっとそのときのことはそこまでは覚えていないですけど、その当時は特に高いと思わなかったと思います。草刈りと、町営住宅でもいろんなスタイルがありまして、庭があるというか、広いところもちろんありますので、そういったところだったら高くなったりとか、あと草が生えないように、ちょっと記憶にはないですけど防草シートを張ることもあったかもしれません。ちょっとそこは覚えていませんけれども、そのときは高いと思っていなかったと思います。

○委員長（武道 修司君） それは資料として、起案を上げるときとか、工事前の写真とか、工事後の写真とかというのは、当然、資料としてはありますよね。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） 写真はあります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私がお尋ねしたいことを先に委員長が聞いてくれたんですが、この10万円未満の支出負担行為兼支出命令書、情報開示ではこの1枚の伝票しか出てきていないんですが、当然、この前に発注、見積り、発注前の現況確認、依頼内容が完了したときの契約内容が完了しているかどうかの完了写真と、一連の資料が当然必要だと思うんですよね。今はいきなりこれを聞いて記憶でしゃべっていただいていますから、あまりよく分からないこともありましようが、当然、私たちがここは詳しく検証させていただきたいということになれば、資料要求をすればその辺のことが明確に分かる資料は必ずあるべきだと思うんですけど、必ずあるという認識でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 大津さん。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） 工事写真については工事前の写真と工事後の写真があります。10万円以下の請求については請求書だけの場合もありますので、見積書がない可能性もありますけど、基本的にはあると思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 少し分からなくなりましたが、そもそもどういう業務を依頼したかというのは、この支出負担行為兼支出命令書の適用欄しか資料がないんでしょうか。適用欄に

僅か1行10文字程度書いてあるだけなんですけど、こういう理由でこういう仕事を発注しているという内容がそもそも分からないと見積書が適正かどうか判断できませんし、私の聞き違いかもしれませんが、今の説明員さんの説明だと、請求書はあるが見積書がないケースもあるというふうに聞こえたんですが、請求書と写真しかないというケースもたまにはあるんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 大津さん。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） 見積書がないケースは時々あります。現地を業者さんと一緒に見て、ここがこのぐらいかかりますということで言っていたら、そこでもう金額確認を取って上司に報告して、それでいいということであればそのまま作業をお願いして請求書をもらうということはおくまれにあります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） かなり重大な説明が出たと私は認識しているんですが、災害対応とか本当に書類を作っている暇がないような緊急なときは、現場で対応して口頭だけで発注して後からその辺の処理をするというのは当然あっていいと思ってるんですけど、うちの財務規則を見る限りは、契約書を省略する場合は、行為書でしたか、最低何らかの書類がないといけないことになっているので、事前の見積りを受けて、行為書というのか請書というのか何と言うんですかね、行政用語がよく分からないんですけど、それを交わすことになっているので、今の説明が事実だとすると重大な財務規則違反がまれにじゃなくてそこそこあるという説明だったので横行していると思うんですが、大津さんはお若いんで、そういう事務だということを多分この役場に入られてから、上司の方からそういう指導で、これでいいんだという認識だったということでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 大津さん。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） 見積りをもらわないときは、本当に水道管というか蛇口から水が止まらなくなったりとか、そういうときは頼むことがありましたけど、そのときはちょっと見積りを紙でもらう時間がなかったかなと思っております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） お答えがちょっと私の質問とずれているような気がするのですが、再度、しつこいですがお尋ねします。

確かに水道の水漏れ等であれば取りあえず止めないとまずいと思うので、現場でもうすぐに止めるというのもあっていいと思います。ただ、そういう場合でも、先に書類を作るべきだけど、そういう状態でやむを得ないんですから後からでも作るべきだと思うんですけど、そういう認識、指導もないまま、また上司からそういう指導もないまま、またそういう添付書類で決裁が全て通っているわけですから、多分、築上町役場では、大津さんの上司の方を含めてそういう事務処理

でオーケーということだったんですね。つまり大津さん自身がうちの財務規則とか行政のルールの研修あるいは指導、説明を受けて、これはまずいと知りながらやっていたようにはとも思えないので、今まではこれでいいという指導を受けて、これでいいという認識だったということによろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 大津さん。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） 緊急の場合はそういうような対応でいいかなと私は把握しております、間違っていたのなら改めなければいけないと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 何度もすみません。私は大津さんの認識を聞いているのではないんです。上司の方からどのような指導、また対応があったかということを知っているんですが、上司の方からこれは本当はいけないんだけど仕方がないよねという明確な明言のような指導、判断とかというのがあったということですか。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） いや、特にそういうことはない。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） つまり、そういう業務に関する基礎的なルールを教えられたり指導を受けたりということは、この役場に入ってから、この件に関してはほぼなかったという理解でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 大津さん。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） 申し訳ございません。役場は、毎年、財務会計の規則について研修がっております。その中で説明は受けるんですけれども、私は今の内容についてはちょっと確認が漏れていたのかもしれないなと思っております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。毎年、研修があつて受けていたという、これまた重大な説明があつたのでありがとうございます。この件はこれぐらいにさせていただきます。

別の角度からの説明なんですが、9万円に近い片づけ清掃の業務がこの特定業者さんにたくさん発注されているんです。それで、ほかの通常の清掃は半額以下のケースが多くて何でかなと我々は思っていたんですが、本日の説明では、この特定業者さんに発注している片づけは、お亡くなりになった方がいるとか、特殊な場合であるという説明があつたんですが、ほぼ全て特殊な場合で通常の普通の清掃はなかったという理解でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 大津さん。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） 通常の清掃はサニタリーワンさんか、ちょっとここには載

っていないけど、おそうじ本舗さんか、どちらかに頼んでいました。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） もう1つ別の角度から質問させていただきます。

入居前の清掃を役場が発注することは、新しい方が入ってくるからきれいにして貸し出すということであり得ると思っっているんですが、築上町役場の公営住宅の管理規則を見る限りは、退去のときに今まで借りていた人が、ぴかぴかにしろとは言いませんけど、残置物は片づけて、ある程度の清掃をして出るのが前提だと思うので、そもそも原則として役場の負担で退去後のこういう片づけや清掃を発注することは通常あり得ないと思うんですが、なぜこれだけ、複数回、役場が発注しているんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 大津さん。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） 今のはまさにおっしゃるとおりなんですけれども、亡くなった方の身寄りの方と連絡が取れなかったりとか、亡くなって出で行かれる方もいるんですけど、その方が生活保護とかで全くお金がない、もしくは幾らか片づけ費用が出るらしいんですけど、それだと片づけが全て終わらないということがありまして、片づけないわけにはいかないの、どうにかということで役場で費用負担をすることがありました。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） それが1件、2件じゃなくて結構あるということですね。

○委員長（武道 修司君） 大津さん。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） 昔からの住宅はそういうケースが多いことがあります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これは上司の方に、係長や課長さんに聞くべきことかもしれませんが、そういう場合もうちの管理規則では、まず連帯保証人とか関係者の方に負担を求めるというルールになっているので、そういう努力を尽くされた上で、いよいよどうしようもないときは役場の負担で片づけることもあり得ると思うんですが、そういう退去の後で短時間で片づけるというのは、私はあり得ないと思っっているんですよね。そういうことを数か月間尽くして、それでも見つからない場合は最後はやむを得ず片づける。また片づける前にもいろいろ手順を尽くしたけど、そういう片づけの義務のある方は役場から見れば債権者ですから、債権者にどうしても支払ってもらえないからということで、この辺の詳しいルールは私は分からないんですけど、債権を安易に放棄するのは大問題ですから、債権放棄のような町長決裁のような最終的な手続をした上でやむを得ないということで片づけるのが正規のルールではないか。

多分、よその公営住宅はそうやっているのではないか。例えばニュースで見ると、退去者に連絡がつかなくて、中に私物が残置されているけど勝手に片づけるわけにはいかないし連絡もつか

ないからといって、これは逆の意味ですよ。長時間片づけられない住宅が出て問題になっているとか、そういう報道を見たことがありますから、簡単にもうこれで片づけていいやという処理に疑問を感じるんですが、その辺はどのようにされていきましたか。

○委員長（武道 修司君） 大津さん。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） 今のも非常に私が住宅管理係にいたときは問題になってまして、荷物を勝手に処分すると私的財産になりますので悪いということで、そういうこともありました。片づけないでそのまま戸籍を調べてとか保証人さんに連絡してという方法を取って、全く連絡が取れないときでもその荷物は一旦外の倉庫に移動させてというふうな対応をしたことはあります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の説明は非常に納得がいくんですけど、以前はきちんと対応されていたけど、最近はそのような対応を取らずにこの特定業者さんに約9万9,000円で発注して片づけてしまえというような対応をされているんですか。

○委員長（武道 修司君） 大津さん。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） 残置物の内容にもよりますけれども、金銭的な価値があるものとか、そういったものだったらそういう対応をしますけれども、もう見るからにごみだろう、もう割れてしまった風呂おけだとか、そういったもの、あとはもう管理していなくてぼろぼろになってしまった畳、畳は町営住宅の物なんですけれども、そういったものの片づけ等を頼んでいたようなことが多いかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員、今度ちょっと資料を出していただいて、それを検証しないと、もう……。

○副委員長（宗 裕君） では、最後にもう1つだけ聞かせてください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 少し私の質問の仕方が悪いんだと思います。お答えが私の聞きたいこととずれているので、もう1回だけ聞かせてください。

どういうものを片づけたかと聞いたわけではなくて、たとえお亡くなりになった方が発生したとしても、その中のものは相続権者の所有物ですから、そんなに簡単に処分はできないと思うんですが、もちろん御遺体をそのまま放置するわけにはいかないですから、その辺は迅速に対応すべきでしょうけど、その後の部屋の片づけに関してはすぐに片づけちゃえというのはやっぱり無茶だと思うんですけど、その辺は十分な期間とかを置いてやむを得ないということで片づけているという理解でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 大津さん。

○(前) 都市政策課(大津 将矢君) そうしていたはずですが。あと、今ちょっとうっすらとか記憶に出てきたのが、生活保護の方が亡くなってしまって身内の方が来られていたときがありました。その方も生活保護を受けられていて、もう片づけは難しいということで、この財産はもう引き継げない、ちょっと記憶はあんまりないですけども、そういうような書類を全部出してもらって片づけたときもあったような覚えがあります。

○委員長(武道 修司君) 財産放棄だね。いいですか。

○副委員長(宗 裕君) あとは資料を……。

○委員長(武道 修司君) 資料を見て、また。吉元委員。

○委員(13番 吉元 健人君) サニタリーワンさんが通常の入居の際の清掃で、特殊清掃を任せているのがエス・ティ・産業さんという認識は分かりましたけれども、3年分の特定業者さんの資料でいくと、先ほどちょっと話に出た床と畳の手数料の処理分、要は床で9万9,000円がかかって、そこにそういう内容があったんでしょうけれども、一丁畑住宅で令和4年度10月17日に1回、一丁畑A-104。令和4年度になるんですけど、令和5年2月17日に一丁畑住宅403。また令和5年2月22日、4日後に一丁畑住宅103。これは特殊なやつが3件続いた認識でいいですか。しかも一丁畑住宅で。

○委員長(武道 修司君) 大津さん。

○(前) 都市政策課(大津 将矢君) 床の関係については、一丁畑団地は私がいたときに20年ぐらいたって畳を変えないといけない時期が来ていたと認識しています。

そこで、一番最初に申しあげました業者一覧から順番に、退去されて次の入居者が入る前に床をきれいにしようということで、これはもうエス・ティ・産業さんだけじゃなくてうちの業者一覧にある方に順番にというか、動けるところにその都度お願いしていた記憶があります。

○委員長(武道 修司君) よろしいですか。あと、吉元委員が言っていた、宗委員が言っていたかな、ドアノブの何とかと言っていないませんでしたかね。どっちが言っていたかね。(「私、資料をどこかにやってしまった。聞いて」と呼ぶ者あり) 工藤委員。

○委員(5番 工藤 久司君) ドアノブの交換なんですけど、これで大津さんが起案しているのが令和4年5月6日ですね。起票表の中で大津さんが安武第3A46-2、ドアノブ修繕。これは尾上さんという方が起案をしているのかな。これは令和7年度分ですね。それと令和2年3月に起案を森口さんがしているんですけど、この安武第3C団地44-4、4号、ドアノブ交換。この金額が8,580円。先ほど令和4年5月6日、大津さんが起案をしているドアノブ交換の修繕費が5万600円。これが非常に、金額の差額が何でこんなに多いんだろうというのが私たち委員会で少し問題というか、事情がどういう事情だったのか、どんなドアノブだったのかということの説明を受けようということですので、このドアノブの種類、また修繕の方法なの

か、これだけ金額の差があるような工事だったのか、その辺りの説明をお願いします。

○委員長（武道 修司君） 大津さん。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） ちょっとこの件については覚えておりませんで……。

○委員長（武道 修司君） 後日、どっちにしてもこの工事前、工事後の写真もあるだろうし、どのような工事をされたか、内容がどうだったのかという部分もあると思うので、それは後日、我々も整理をして資料の請求をしたいと思います。

その資料を見て我々も内容が分かればいいんですけど、もし分からないときは、また後日、説明していただくということがあるかと思いますのでよろしくお願いをいたします。

時間は30分程度とっていたんですが思った以上に長くなりましたので、もう簡潔に何かあれば。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） すみませんね。最後にもう1つ、大津さんの説明を聞いていろいろなことがよく分かったし、また新たな疑問も生じたので、今ちょっと新たに疑問に思ったことを尋ねます。

特定業者さんの契約の一覧で69ページから72ページなんです。これは最初に屋内片づけで南別府団地が同じ時期に連続して4件出ている。分割発注ではないかという指摘があった件です。

それで、大津さんの認識では、部屋が別々だから部屋ごとに発注したという説明があったんですが、それとはちょっと別のことで、この特定業者さんに屋内片づけでほぼ10万円弱で4件連続して出ている。これは特定業者さんは御遺体があったような特殊清掃の場合でほぼ発注しているという説明だと聞こえたんですが、同一の団地で4件ほど御遺体があるような特殊なことが発生したんですか。だから、ちょっとそれはあり得ないような気がして、この屋内片づけというのは具体的にはどんな内容だったんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） これはごみ処理になっていますよ。

○副委員長（宗 裕君） 件名はごみ処理手数料と書いてあるんだけど、適用欄は屋内片づけです。

○委員長（武道 修司君） 内容は分かりますか。

○副委員長（宗 裕君） 御遺体があるような特殊清掃でも9万9,000円。これは片づけと書いていて9万七千何百円とかで、9万9,000円より若干安いけど、これもよほど特殊な片づけが4件連続してあったんだろうなと今日の話聞いて思ったんですが。

○委員長（武道 修司君） 大津さん。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） ここは令和5年なので、恐らく解体が、多分、解体の設計、こちらは壊す予定の住宅でした。解体予定で設計業者さんに頼んで、荷物が多過ぎて入れないか何かそういった御指摘があって、業者さんに見てもらった記憶が少しあります。

○委員長（武道 修司君） それも資料がありますよね。

○（前）都市政策課（大津 将矢君） はい。

○委員長（武道 修司君） よろしいですかね。大津さん、すみません。ちょっと予定よりもかなり、前回もそうでしたけど最初に聞かれる方がちょっと時間が長過ぎて、次の方からは若干短くなるという傾向があるかなというふうに思っていて、大変長い時間ありがとうございました。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。最後に1個だけ確認なんですけど、今の続きになるかもしれないんですけども、今のが令和5年度の中身ですよ。下の令和6年度の資料に同じように南別府の50—4から6、ここは分割発注していないんですよ。しかも場所が50—4から6となっているので、50—5と一緒に入っていると思うんですけど、この説明をお願いします。

○委員長（武道 修司君） これは令和6年でしょう。この後、成吉さんと呼んでいますので、そちらのほうで。よろしいですかね。

○委員（13番 吉元 健人君） はい。

○委員長（武道 修司君） では、大津さん、すみません。どうもありがとうございました。

ここで一旦休憩いたします。再開は11時からといたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時53分休憩

.....

午前11時00分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

先ほどは、前担当の大津さんに出席をしていただき、いろいろとお話を聞きました。今からは、成吉さんのほうにいろいろと説明というか、内容についてお聞きしたいと思います。成吉さんは、令和6年からという担当でしていますので、大津さんよりも長くなることはあんまりないのかなというふうに思いますが、時間がもしかしたら長くなるかもしれませんので、よろしくお願いをいたします。

委員の皆さんは、なるべく簡潔に質問をするようお願いをしたいと思います。それと、先ほどの質問の中で、やはり資料がかなりないと分からない部分もかなりありましたので、後日、また資料を確認しながらまた質問をとということになるかもしれませんので、その点も踏まえて質問のほうをお願いをしたいと思いますというふうに思います。

それでは、私のほうから5項目、大津さんと同じ内容になりますが、お聞きしたいと思います。まず最初に、業者選定の方法と起案の事務の流れについて説明をお願いしたいというふうに思

います。成吉さん。マイクを。

○都市政策課（成吉 晃平君） すいません、都市政策課、成吉です。まず、業者選定の方法についてなんですが、都市政策課のほうで業者の一覧リストというのを作成しておりまして、基本的には、住宅の入居者から修繕だったりとか家を見に来てくださいというふうな連絡があるので、それで確認をして、該当する業者のほうに依頼をしておるところでございます。

また、起案等の事務の流れについてなんですが、見積り等を徴収しまして、10万円以下であれば、伝票の処理のほうに移っておるところでございます。10万円以上とかそういったことであれば、契約のほうに移るので、数社から見積りのほうを徴収して業者を決定しているというふうな流れがございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

次に、同じ現場というか、近いところとか、日にちが近いとかある場合は、通常、一括で依頼をかけないといけないという、早くいえば分割発注をしちゃいけないというのが行政的なルールだろうと思うんです。資料の中でずっと我々も見た中で、これは分割発注に当たるのではないかというおそれのある契約がかなり多く感じたんです。それで、我々が見ている資料も一部の部分なので、これが全てが全てというわけではないんですけど、その中の一部の中で分割発注と思われるような工事があったので、なぜこのような分け方というか、手続をされたのかをお聞きしたいというふうに思います。成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） 都市政策課、成吉です。今、私が見ている資料でいえば、安武中尾団地58の12のことを恐らくおっしゃっているんじゃないかなと思います。ページ番号でいえば、84、86、88、89の内容かと思うんですけども、もうおっしゃるとおり、最初に連絡を頂いて現地確認をさせてもらって、最初は1件の依頼だった内容が、ちょっと追加で追加でというふうな内容になって、これぐらい修繕のほうをかけたような状態になっております。ただ、おっしゃるとおり、もう複数件上がった段階で、本来であれば契約すべきだったかなと、今、資料を確認しながら、準備しながらそれは思ったので、今後の事務運用に活かしてまいりたいと思っております。申し訳ございません。

○委員長（武道 修司君） それと、今の上の南別府団地の関係も、8月20日、8月26日、8月30日、9月6日と、ごみ処理の関係があるんです。そこも同じ、ほぼ1か月以内で分けられている理由を教えてください。成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） 南別府団地についてなんですが、これを分けているのは、47の17から20、これ、3棟並びだったりとか4棟並びだったりする関係で分けてはいるんですけども、おっしゃられるとおり、結局、作業の結局日数が近いから、もうであれば、もうこども

本来は契約してもう1回で、事務手数料のあれもありますから、そういったのを簡潔にするべきだったかなと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 例えば建設、先ほどもちょっと説明したんですけど、建設課であれば、ガードレールが町内例えば5か所とか、カーブミラーが例えば10か所壊れているとかいうのがあったら、1か月ぐらい様子を見るとか、数か月様子を見て、ある程度まとまって町内一円という格好でよく工事をされたりとかいうことがあります。緊急性を伴う場合はちょっと別ですけど、今回の場合に、これは緊急性というふうにはちょっと思えないかなというのがありますので、はっきり言って分割発注という扱いに、一般的に見るとそのような見方になるのかなというふうには我々も思ったので、今日、質問をさせてもらったところです。

次に、住宅の清掃関係でいろいろとありますが、清掃をするときの金額の設定、その後の基準というのがありますので、基準額があるのかないのか、金額の設定はどのようにされているのかお聞きしたいというふうに思います。成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） 金額の設定についてなんですが、清掃業に関して、これは設定は特になくて、基本的には業者のほうにちょっと見に行っていて、見積りのほうを頂いて、その中身をちょっと確認をして、それから発注というふうな形になっておりまして、一応、都市政策課のほうで設定しているということはないです。

以上です。

○委員長（武道 修司君） それが高いか安い、それが適正なのかという判断はどこでされているんですか。成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） 清掃してくれる業者がちょっと前であれば少なかったんですが、すぐに緊急で対応してくれるところだったりとかそういったところが幾つかちょっと出てきて、一応、そちらと比較をしたりとか、あとは結局、ここをお願い、例えばですけど、住宅の申込みがあって、ここに今お願いしているからここに次はお願いをするだったりとか。金額のずれはそんなになかったかなと思うんですが。

○委員長（武道 修司君） それが高いか安いとかいう認識じゃなくて、今までの慣例というか、今までの流れも踏まえて、そういうような業者さんのほうに依頼をして、前とそんなに変わりがなかったら別におかしくないかなということで、その金額の設定をしていたというような感じでいいんですかね。成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） そのとおりでございます。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。

次に、支出の中で、これは特定業者さんの一部だけ、本当に一部の一部なので、全体像がちょ

っと見えていないところがあるんですけど、これを見ただけでいくと、それでも9万9,000円が多いなど。例えば、73、74、75が全て9万9,000円、何番なのかな、84番ですかね、84ページが9万9,000円、89ページが9万9,000円、この中身が全て床というふうになっているんです。なぜその9万9,000円という設定になっていったのか。ずらっとそろっているんで、その9万9,000円がすごく不思議なところで、それが適正な金額なのかどうなのかを教えていただきたいなというふうに思います。成吉さん、マイクが。

○都市政策課（成吉 晃平君） 一応、これ金額の確認なんですが、これはもう見積りのほうをちょっともらっていて、数社で比較したというところではなかったんで、9万9,000円でもう起票の処理に移ってしまったというところでございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 床の関係もありますけど、近くに畳の処分とかでこれも分割発注と思われるなという部分もありますので、後日、大津さんにもちょっとお話しましたけど、後日、今の担当になると思うんですけど、資料のほうをまた出していただいて、工事前、工事後の写真とか、そういうのもあるというふうにお聞きしましたので、そういうようなちょっと資料も出していただいて、再度我々のほうで検証して、内容で分からないことがありましたときにはまた御質問をさせていただくような形になるかと思えます。

それでは、私のほうからの質問は以上で終わりますが、委員の方から御質問があればお願いをしたいというふうに思います。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ありがとうございます。先ほど大津さんからの説明の後の成吉さんで、僕は成吉さんのほうがすごく分かりやすいなと思っているので聞かせてもらいます。今さっき委員長がおっしゃられました手数料の78ページから81ページ、最後ら辺に聞こうとは思っていたんですけども、まず1点目が、前年度の大津さんは全部分割で一件一件出しているんです。50の3、50の5、50の6、46の16と別々で出しているんですけども、成吉君に替わってからは、8万8,000円か6万6,000円でここを分ける必要があったのかなというのはちょっと思うんですけど、10万円を超えないようにしているんじゃないかなという憶測です。その部分と、こういうふうに大体3件ないし4件ぐらいにまとめてやっているんで、この件に関しては分ける必要がなかったという認識で交ぜてやったんですかね。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） おっしゃるとおりでございます。先ほど私もお伝えしたかと思うんですが、ここに関してはもう3棟並びだったりとか4棟並びになっているので、そこを個別に分ける必要はないかなと私は思ったので、一応ここだけは合体させているような形になっております。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 前半に委員長から、住宅の分けをもらって、係長とかその辺は載っていて、成吉君とか大津君とかの配置がちょっと分からないのでちょっと聞かせていただきたいんですけども、令和6年からもう受け継いだという形でいいんですよ、大津さんから。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） その認識で大丈夫です。

○委員（13番 吉元 健人君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません。先ほどの大津さんの説明だと、1件でも分けなきゃいけないという前任者があったにもかかわらず、ここは棟が分かっているだけで、全てをその棟の中でまとめているので、いや、僕はいいとは思うんですよ。ただ、先ほど前任の大津さんの言っている部分と受け継いだ成吉君の部分がえらい差があるので、成吉君は棟でまとめてくれて、そこを分けなきゃいけないという認識があったと。大津君は1部屋1部屋で分けなきゃいけないというふうな認識で先ほど述べられていたんですけども、受け継いだときの、前任者から自分に受け継いだときの指示はあったのですか。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） その辺の細かいところの引継ぎは正直なかったです。

以上です。

○委員長（武道 修司君） いいですか。ほかに。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 成吉さんに質問させていただきます。役場に入ってからのお体どういいう職務を担当したか、何課に、何課でどういいう業務を何年間ぐらいいいうのを簡単に教えていただけますか。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） 平成30年に入庁しまして、それから半年たってから今でいう住民生活課——当時は環境課と言っておりました——一応そちらに令和5年度までおりまして、令和6年に今いる都市政策課に異動してきまして、今に至るといいうところでございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 1つ前の職場は環境課ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そちらで担当していた業務の内容を簡潔に教えてください。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） 主に私が担当しておりましたのは、ごみの収集業者との受付の内

容だったりとか、あとは、今、築上町がやっている老朽危険空き家の除却の補助事業、そういったものを主にしておりました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。よく分かりました。そうすると、昨年度から担当している都市政策課の町営住宅の管理業務は未経験ということになりますから、昨年から全く新しいお仕事をなさっているということですよ。そうすると、新しいお仕事をなさるに当たっては、当然、仕事の内容をどなたかから教えてもらったり指導してもらわないといけないと思うんですよ。それで、なってから、ここはちょっとある程度詳細に聞きたいんですけど、仕事の内容はどなたから指導を受けたり引き継いだりしましたか。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） 個人の名前を出して（発言する者あり）はい。主に事務的な内容は佐野さんという女性の方から教えてもらっていて、あとは、基本的には今係長をしている出口のほうから事務的なことは教わっております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。そうすると、前任でほぼ同じ内容をしていて、この直前に我々が説明を聞いた大津さんからはあまり引継ぎは受けていない、指導は受けていないという理解でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） 一応、引継ぎ書を一応預かったもので、一応それだけですね。もう細かい事務的なところは今いる者にちょっと教わりながらやっております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 具体的な説明があったのでよく分かりました。そうすると、当然、前任の大津さんから引継ぎ書はあったんですけど、書類はあるのは当たり前ですから、具体的な仕事の内容は大津さん以外の同僚の佐野さん、あるいは、今もかな、現係長の出口係長からの指導ということですよ。そうすると、今、吉元議員からも質問のあった、前任の大津さんとなぜ発注の仕方が違うのかというのは何か分かるような気がするんですよ。大津さんの仕事のやり方を引き継いだのではなくて、大津さん以外の方から仕事の指導を受けているわけですから。

そうしたら、お尋ねします。次の質問です。先ほど指摘があった、手数料のごみ処理とかの一覧ではなくて、4、5、6の特定業者さんの契約一覧のほうで、ページ番号を申し上げると、

78ページから81ページまでの南別府団地の3部屋か4部屋、1棟ごとに清掃、ごみ処理を8万8,000円や6万6,000円で4件発注している件ですが、これ、前任の大津さんは各部屋ごとに発注をしていたのに、成吉さんになってからは、分割はしていますが、複数まとめて発注しているっていう、このやり方は分割じゃないかっていうことを指摘を受けたら、今日の説明では、今考えると分割発注だった。ですから、まずかったのではないかっていうような発言があったんですけど、現時点ではこれは分割発注で、今後はまとめて発注すべきだという認識だということでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今後、そういうことで仕事が改善されるのは大変望ましいことだと思うので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。そうすると、ごみ処理ということで、この特定業者さんに4件、8万8,000円から6万6,000円で発注されている分ですけど、これ、南別府団地のほぼ、棟番号や部屋番号を見ると連続しているような感じがするので、南別府団地の一画をまとめて4件に分けて発注したように思えるんですよ。ですから、何らかの事情があってそういうふうにしたんでしょうけど、入居者から直してよって、担当の成吉さんのところに指摘があってやった分は分かるんですけど、これは成吉さんの判断というよりも、ここを、ごみ処理をこの地域をまとめてやれっていうふうには上司から指示があったんだろうと私は想像するんですけど、これは成吉さんの発案で発注したというよりは、上司から指示があったんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） 一応、これに関しては私が、一応これは別件なんですけど、これ、南別府団地の解体の何か設計作業、業務とかそういったのをしていて、一応それに関わるところだったので、一応、私のほうで一応上司とかに確認をして、一応、棟ごとでというふうな形で伺いを取って、それで行ったという内容になっております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 長くてごめんなさい。そうすると、これ、発注のきっかけは、解体の別の業務の関連でこの片づけが必要になったということらしいんですが、別の業務の担当、その解体の業務の担当も成吉さんなんですか。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） そうでございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そうすると、解体業者さんと担当である成吉さんの打合せの中で、こういう片づけが必要だっていう流れになったんですね。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） 一応、昨年やったのは解体の設計になっておりまして、まだ工事とかはやってはいないんですが、それに関わりまして、きれいにしておいたほうがというふうなところがあったので、一応、これを行ったという内容になっております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ちょっと私一個聞いていい、今の。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ、私から一言だけ言わせてもらって。

○委員長（武道 修司君） はい。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） よく分かりました。あと、詳細はやはり詳細な資料を見せていただかないとこれ以上はと思うので、今日は大変ありがとうございます。事情はよく分かりました。

○委員長（武道 修司君） ちょっと今のことで1つだけ教えてください。もう今から壊すと。壊すという前提であれば、もう皆さん退去されている。通常、退去するときに、片づけて退去される。新たに人が入ってなれば、先ほどもちょっとあったけど、サニタリーワンさんとかそういうところからきれいにして入ってもらうというのは分かるんですけど、壊すところでなぜこの清掃が必要やったのかというのがあれば教えてください。成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） 一応、補助事業でこれ解体する社会資本総合交付金っていうものがあるんですけど、一応それでする予定となっていて、一応、中に、これは前年に確かに清掃はしてはいるんですけど、中に残っていたエアコンだったりとか、これは防衛のほうではもう撤去して大丈夫との承諾を得た上で、そういったものとか、昨年にしたんですけども、まだ残っていたものとかの撤去作業は結局もう単費の分になっちゃうから、そういったのをあらかじめ行ったというところでございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。分かりました。

皆さんのほうから何かありますか。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 先ほどの大津さんにもお聞きしたんですが、成吉さんがこの都市政策課に来て、先ほど、レクチャーを受けた方は佐野さんからと、あとは大津さんから引継ぎは文書的なもので受けたということでしたが、成吉さんの中で、この都市政策課の仕事っていうのはどういう認識で異動したのか、異動した後の仕事をどうしているのかということをお聞かせ願えますか。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） 私が都市政策課のほうでやっている仕事の認識、業務内容ということですね。業務内容については、主に町営住宅の入居者の受付作業だったりとか、あとは新規でとか、あとは修繕依頼があったときに現地確認して、もう今回の流れみたいなもの、それから、先ほどちょっとお伝えした社会資本整備総合交付金、補助事業の内容を私は行っているという認識しております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 築上町が今非常に予算が厳しいという認識は成吉さんの中でございますか。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） おっしゃるとおりで、認識しております。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） であれば、先ほど吉元委員からもありましたけれども、やはり解体するにしても、今はまだ工事も始まっていないということですね。であれば、やはりそこはきちっと課として調査をして、まとめてやるのが予算的なものも圧縮できるだろうしという認識っていうのは今後も持っていたかかないと、何か行き当たりばったりで業者さんにして片づけるっていう形になると、本当、費用的なものばかりがかさむばかりなので、その辺りというのは上司からどういう指導があって、このさっきの3点ですかね、南別府の2点ですかね、2点というか何か3点、いっぱい何か同じ同時期にありますよね。この辺りの認識というのは、やっぱりそういう認識が成吉さんの中ではありましたか。やっぱり予算が厳しいから、これは1つつするのではなくて、まとめてやったほうがっていうような認識がその時点であったのかどうか。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） 確かに財政状況が苦しいというのは私も認識はしております、そうですね——そのとおりだと思います。すいません。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） まだこれからもこういう物件、案件っていうのは出てくると思いますし、少しでも係の仕事とすれば、そういう施設の解体もあるだろうし、修繕もあるだろうっていうことは、常に1つの物件が出たときに係としてしっかり調査をして今後につなげていくっていうのが仕事だと思いますので、その辺りは認識として持っていたきたいなと思います。

○委員長（武道 修司君） 皆さんのほうから。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません。これ、成吉さんと佐野さんに分かれている件で、

ちょっと確認なんですけれども、74ページと76ページの安武中尾って書かれているところと、上下に75、77ページの佐野さんが起案している部分は、安武中尾の58の5と安武中尾の58、これって同じ場所ですか。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。（発言する者あり）（「74ページと何ページですか」と呼ぶ者あり）71、75やろう。（発言する者あり）（「一部、部屋番号がないですね」「部屋番号がないです」「なるほど」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） すいません、そこまでちょっと確認ができて（発言する者あり）お願いします。

○委員長（武道 修司君） ほかに。いいですか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 9万9,000円という見積りの、あまりにも数が多い9万9,000円っていう金額の妥当性について質問があったときに、先ほど、成吉さんは、9万9,000円の書類を頂いたらもう起票処理しているのが現状ですみたいな発言がありまして、そのときに9万9,000円が妥当であるかの検証をしているようなお言葉はなかったんですよ。それで、具体的な、もう9万9,000円の請求書が来たらもう起票処理をしているっていうふうに聞こえるような発言だったので、そこを丁寧にもう一遍説明してもらいたいですけど。その発言だけを取ると、見積書もなく口頭で発注して、9万9,000円の請求書が来たらこの支出負担行為兼支出命令書を起票するとも取れないこともないんですけど、もうちょっと詳しく流れを教えてください。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） 見積り、数社から正直取っているわけではなかったのですが、今ちょっとおっしゃるとおり、ちょっとまずいかなとは思ったので、今後のちょっと事務執行に生かしてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） もうちょっと具体的に聞きます。9万9,000円の支払いだとしても、まずは見積書があつて、完了してから請求書が来るんだと思うんですけど、見積書と請求書はほぼ必ずあると思ってよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） その認識で大丈夫かなと。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） よろしいですかね。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、もう一つ。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） その金額の妥当性なのですが、清掃関係の金額の妥当性を検証するために、サニタリーワンさんともう一つはイチヤさんだったかな、イチヤさんが清掃関係を出しているやつの資料ももらって、この特定業者さんの片づけと両方まとめたほうの一覧もお渡ししていますよね。薄いほうです。そちらで成吉さんが担当なさった令和6年度からは、94ページから令和6年度で、佐野さんもありますけど、成吉さんの担当が多いと思うんですよ。それで、94ページから見ていただくと、まず、94ページはサニタリーワンさんに1部屋清掃6万5000円、これは6万円台にのっていますけど、次は、これも成吉さんの起票で、1部屋でサニタリーワンさんで5万5,000円なんですよ。もう一つめくると、これは佐野さんの起票ですけど、2部屋で8万8,000円ですから、1部屋にすると4万4,000円。次の97ページは成吉さんの起票ですが、サニタリーワンさんで5万5,000円。これを見ると、安いと4万4,000円、高いと6万円、平均すると1部屋5万5,000円ぐらいの見積りが上がっているのが、もう一つめくっていただいて98ページ、これは成吉さんの起票ですが、この特定業者さんに片づけを頼むと8万8,000円、次もこの特定業者さんに——これはでも複数の部屋なのかな。（発言する者あり）そうか。そういうことか。（発言する者あり）しゃべっていて私が理解できました。これは内容が違うんだな。（「そう」と呼ぶ者あり）そうすると、申し訳ないです、私の質問が成立しませんね。ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） いいですか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません、さっき大津君のところで聞いたかったんですけど、ちょっと時間がなかったんで、成吉さんも同じ書類を出していたので、ちょっと確認します。一番最初の安武第三——ごめんなさい、これは尾上さんね。この辺は分からないですよ。雨漏りの件なんですけど、担当が違うから分からないですよ。大丈夫です。すいません。

○委員長（武道 修司君） いいですか。（発言する者あり）資料を見らんと分からんね。（「資料をもらっていいですか」と呼ぶ者あり）うん。

皆さん、いいですか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）なら、最後に私からちょっと1点。資料が4年、5年、6年という資料を我々も見えています。特定業者の方の一部なので、これは全体像ではありません。ほかの業者さんも踏まえて、全部見ると、9万9,000円がまだ多いのかどうかというの今から分析をしないとイケないかなと。あくまでもこれは一部のところで、現状はどうなのかっていうことで今日来て質問をさせてもらったところです。

今日の質問の中で少し気になったのは、4年、5年が大津さんが担当されていて、亡くなられたり非常に何か緊急性をあって清掃しないとイケないってことで金額が違うと。新たに入るところをきれいにするときと、当然、どうしても片づけないとイケないということで片づけてい

るところと、金額も違うということであれなんですけど、令和6年になると、成吉さんが担当になると、そういうものがないように思えるんです。令和6年は、そういうふうな住宅で亡くなられた方とか、そういうふうな特殊にというか、特別に多く清掃しないといけないというのがなかったのかお聞きしたいというふうに思います。成吉さん。

○都市政策課（成吉 晃平君） すいません、ちょっと記憶が、すいません、ちょっと本当曖昧で申し訳ないんですけど、なかったことはないです。ごめんなさい、その具体的な内容とかはちょっと、今、ちょっと私も準備してきていなくて、ちょっとすいません、そこはちょっと答えるのがちょっと難しいかなというところです。すいません。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） ほかのところに頼んでいる可能性があるってということだよ。ね。（発言する者あり）分かりました。（発言する者あり）なら、資料をまたお願いしないといけないと思いますので、今は現担当なので、ちょっといろいろとお願いして出してもらおうのが大変かと思いますが、御協力のほど、よろしく願いいたします。

そうしたら、皆さん、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） それでは、ここで、成吉さんに対しての質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

ここで一旦休憩といたします。

午前11時36分休憩

.....

午前11時39分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

午前中、朝から大津さん、前担当の大津さん、現担当の成吉さんに来ていただいて説明をお願いをさせていただきました。今からは課長のほうに、首藤課長のほうに出席をしていただいて説明をお願いをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。時間の関係もありますので、簡潔に質問をしますので、簡潔にお答えいただければというふうに思います。今、二人から同じ質問をさせてもらって同じ回答というか、同じように回答いただいているので、課長の立場から同じ質問をしますので御回答いただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、業者選定の方法、起案等の事務処理の流れについてということで説明をお願いをしたいというふうに思います。首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） まちづくり振興課、現まちづくり振興課課長の首藤といいます。都市政策課のときの件ということで聞いております。業者選定方法、起案等の事務の流れについてでございます。

業者選定方法についてですが、財政課のほうから10万円以下のものについては、緊急時やそういうものについては、もう起案等を省いてそのまま兼命令で出していいということになっておりますので、都市政策課の住宅管理に関する修繕等については、特に起案等はせずに現場で見ってもらって、10万円以下でいけるということであれば、そのまま発注という行為をしておりました。10万円を超えるものについては、起案をいたしまして、3者見積り等を取りまして契約をするという形で進めております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 次に、同じ現場というか、同じ時期、同じ現場というか、近い場所とか、そういうところで、資料で、我々がちょっとそろえている資料を見ると、分割発注のおそれがかかなり高い案件があります。先ほどもちょっとお話をしましたが、建設課であれば、ガードレールの修理とかカーブミラーの修理というふうになると、何か月間かまとめて町内一円ということでまとめて入札をかけてまとめて修理をするとか、あとは道路にしても、一部の金額の安いものに関しては、緊急性がなければまとめて発注をというか、入札をかけるというふうなやり方をしていると思います。これはやはり分割発注を基本しないという前提があると思うんですが、この資料からいくと、例えば、ベランダの清掃とか、時期がすごい近い時期で同じ建物でありながら別々に発注をしているとか、あと、大津さんも成吉さんも言われていましたが、別の部屋だったらいいのではないかとか、別の棟だったらいいのではないかという認識で、このような分割発注的な中身になっていたというふうなことでお聞きしました。当然、これは課長のほうで決裁をしていますので、これが分割発注という認識があったのかなかったのか、なぜこのような事務処理をされたのかをお聞きしたいというふうに思います。首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） 首藤です。今、改めて見ると、分割発注と言われればそうなのかなと思うところもございます。都市政策課の住宅管理においては、入居前の清掃だとか、こういったベランダ清掃とか、ハト被害によるベランダ清掃とかがありました。私のほうでも、もう係長や部下と協議して、部屋や棟が別であれば、もうそれぞれその都度見ってもらってそれぞれということでは、まあ、今、改めて見ると、あまりに日にちが近いものについては、本来は合算して契約すべきだったのかなと私自身ちょっと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） それとか、床の工事というか、それは施設修繕費で出しているんです。今度、畳の処分費、それは手数料で出しているんです。項目を変えて——本来なら同じ作業なんですよね。同じ作業を項目を、科目を変えて出しているという、これもある意味の分割発注にちょっとなっているのかなと思うんですけど、そういうような認識はなかったですか。首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） 申し訳ございません。分割に係ると言われればそうだと

は思うんですが、一応、支払いの支出科目が違うということで、一応もう別々でという認識でしておりました。入札してするような工事とかの場合はもうまとめてしまうんですが、それ以外のこういったやり方のときは、ちょっと別でいいのかなということで処理をしておりました。私自身も相談されて、それでいいよということでしております。

○委員長（武道 修司君） ちょっと分割発注かなという感じになりますけど、それはそれとして。あと、住宅の清掃の金額の設定とか、清掃の基準額等が——3枚、今まとめて聞きます——それもあるのかなのか、それと、金額の設定はどうされているのかお聞きします。首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） まちづくり、首藤です。住宅の入居前の清掃については、かねてから以前はもうある1者の業者さんしかおりませんでしたので、そこと協議して、大体1部屋これでいいよという価格を次の年度前に聞いておいて、それで設定をしておりました。それで大体5万円から5万5,000円という価格が出ておったかと思います。それについては、通常の入居前清掃の価格になります。先ほどのベランダ清掃とかで出ておりましたハト被害や、あと、どうしても中で孤独死された場合とかの特殊清掃等については、そのときに見積りを頂いて価格を決定しているというやり方をしております。

入居前清掃については、以前は先ほど言った1者しかいなかったんですが、令和4年か5年ぐらいにもう一社していただけたところを見つけて、そこももう同価格でしていただいております。以上です。

○委員長（武道 修司君） 次に、これは本当一部の資料で、特定業者のとか、あとは手数料の関係のみので、本当に一部の資料しかないんですが、この中で9万9,000円という数字がすごくいったら多いんです。普通、そういうようないろんな作業をしてもらうのに9万9,000円均一というのはあまり考えられないんです。ただ、役場全体的にそうだし、特に都市政策課もこのような金額が多いです。課長から見て、なぜこんなに9万9,000円が多いのかという疑問とか、内容についてはこれ的確やったなというふうに思って印鑑を押してきたのか、その点の説明をお願いをいたします。首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） 首藤でございます。9万9,000円が多いということですが、これについては、先ほど言った財政課からのやつで、10万円以下についてはそのまま発注という行為ができるということを業者のほうも実は知っているかと思えます。それで、今回多分出した資料については、支出命令書しかついていないと思うんですが、請求内容のほうで見ると、企業努力で値引きとかを入れて10万円以下にしている業者さんが多く見受けられます。それでこういった価格。9万9,000円だけではなくて、中には、私が見た中には9万9,990円というような請求も過去にはございますので、そこら辺、企業努力で調整していただいているかと思えます。

先ほど言ったように、10万円を超える場合は、そこからちょっと3者見積りとかになるので、入居者さんにも待ってもらって、その場合は応急処置で若干の額のやつを一旦してもらっておい、その後、10万円以上での3者見積り等を取ってするという形にしておりましたので、業者さんのほうが企業努力でこういった価格設定にさせていただいていたと感じております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） なら、9万9,000円の金額が基本的には高いものはなかったと。全て十数万円もするようなものを企業努力で全て9万9,000円にさせていただいておったというふうな感覚で課長はおられるということでもよろしいですかね。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） はい。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。私のほうからは質問を終わります。皆さんのほうから何か御質問ありますか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ありがとうございます。課長のほうは最終的な決裁のところだけなので、簡単に目を通していている部分は多々、金額的にもあるんじゃないかなというのも踏まえながら聞かせてもらいます。

先ほど、成吉君が、その前に大津さん、大津君が来て説明してくれた内容で、手数料、ごみ処理の内容になります。分かりやすく言うと、ページで3年分の特定業者の部分の5年度の末4つ、69ページ、70ページ、71ページ、72ページの南別府に対するごみ処理と——そこは大津君の起案ですね。78ページから81ページまでは成吉君の起案で、棟に分けて同じ箇所の南別府を3部屋、4部屋をまとめて、棟に分けて分割しているといえそうかもしれないというさっき証言を頂きましたが、説明いただきましたが、この辺の大津君の認識は、1部屋に対して1つずつ頼まなきゃいけないという認識だったんですよ、先ほど聞くと。そのまま受け継がれていれば、ここは全部別で出ているはずなんですけど、ここはまとまっているんですよ。と考えると、ざぱり9万9,000円以内に抑えるためにやっているんじゃないかなというのが通常だと思うんですけど、その辺はどうでしょう、認識として。

○委員長（武道 修司君） 首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） 先ほども申し上げたとおり、私のほうもちょっと認識誤りだったかと思うんですが、1棟や1部屋っていうくくりでいいと思っておりましたので、大津がしている分については戸建てが多く今見ると見受けられますので1戸ずつ、成吉がしている分については1棟ずつという出し方を。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） いや、片一方やないで、まとめて崩してしまうけんっていうことなんよ。（発言する者あり）部屋1戸ずつの処理なのか、まとめての処理なのかの違いかなという。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） そうですね。（「同じ部屋です」と呼ぶ者あり）同じ部

屋か。

○委員（13番 吉元 健人君） 内容は——いいですか。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 課長、多分存じていないかもしれないので、先ほど聞いた説明の中で、令和5年度分の大津君が上げている分は、撤去に、要は解体・撤去する、解体するときのごみ処理等がメインです。下の成吉君の分は、それが終わった後のエアコン等を撤去するのに部屋をまとめたという内容なんですけれども、上は別々で、下はある程度まとめてというのが誰の指示でこうなったのかなというのが。しかも、成吉君は多分来たばかりで、多分4か月後ぐらいにやっている起案だと思うんですね。その辺はどういう認識でさせたというか、上げさせたのかというのを聞きたいです。

○委員長（武道 修司君） 首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） 分かりました。何となくちょっと記憶があれですけど、大津のほうが多分、残置物っていうのと、あと多分、この南別府であれば46、どれかは、先ほど言った特殊整理、多分亡くなった方がいた部屋の処理とかが入っていたんじゃないかとちょっと記憶している（発言する者あり）本当ですか。申し訳ございません。じゃあ、さらにほかのと重なっているかもしれません。

○委員長（武道 修司君） いや、令和6年の成吉さんが担当されているところは、補助金で解体するので、そこに防衛の関係のエアコンとかが設置をされておったら、それが対象外になるということで、その分を先に単費で全部のけとかないといけないということでまとめたのけたということみたいです。だから、そこはまとめた、その前はまとめていなかったということなんですけど、その認識があったのかというところを、今、吉元委員は聞かれていると思います。首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） 大津のときは、先ほど言ったように個別だと思うんですが、その後、多分設計を、解体の設計をしていると思います。そのときに、今、委員長が言われたように、実際の一般廃棄物に該当するので、解体工事では手をつけられないそういったエアコンとかが存在したということで、今度、成吉のときには棟ごとになっていると認識しております。

理由としては、先ほど言ったように、住宅のほうがもう清掃のときは1室ごと、それ以外のときは1室もしくは棟ごとで出していいという認識が私の中にもありましたので、その形で出してしまったというのが、多分私も、係長と担当と私にも相談があつて、それでいいよということでしてしまっていると思います。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません。大津君の分も分かりましたし、成吉君の分も分か

ったんですけれども、それが分けることによって達している、10万円を超えているというのが僕はまずいんじゃないかなと非常に思うんですけれども、その辺はどういう思いですか、今見られて。

○委員長（武道 修司君） 首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） 大津のときは多分、設計とかの前なので、個別にここが残っているよ、ここが残っているよとかっていうのを自治会長等から言われて処理していると思っております。成吉の分については、実際、吉元議員おっしゃられるように、もうまとめて、しかも入居者もいる部屋ではないので、まとめて、ただ、随契できる、まとまったとしても随契できる金額ではあるので、まとめまして3者や4者見積りを取った上で契約しておくことが望ましいと、今見ると思います。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ありがとうございます。よく分かりました。ここ、過去3年の内容、特定業者のを見させていただいたときに、もう首藤課長はずっと多分課長だったとは思うんですけれども、特定業者さんがどういう専門な業者でという認識で発注していたのかというのをちょっとお聞かせ願います。

○委員長（武道 修司君） 首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） すいません、都市政策課の住宅の案件でございます。これについては、私が令和2年からこちらのほうの課長になっておりますが、それ以前から、住宅入居者がある修繕だとか、あとは緊急でもらわないといけない工事とかがあるということで、もう随分以前から対応業者一覧というのを実はつくっております。それに基づいて、例えば、大工仕事であればどこどことか、水道であればどこ、配水管であればどことかっていうリストをつくっておりますので、入居者から来たときに、そのリストを基に担当が連絡を。まず、そのリストの中に何社かあって、そこは順繰り順繰りで行っておりますが、そこを呼んで見積りももらって、対応できるということであればそのまま発注しているというやり方を私の以前からしております。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません、専門的な業者に頼むというセオリーが結構あると思うんですけれども、随意契約に関して。でいうと、項目を分けていくと、ドアノブであったり、ネットであったり、便座を換えたりとか、床の張り替えであったり、多分、全てできる業者としての認識ですか。

○委員長（武道 修司君） 首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） いや、全てというわけではなくて、先ほど言ったように

細かく建具はどことかっていう一覧を、業者リストをつくっておりますので、全てを対応できる業者さんもいますし、ここだけは対応できるという業者さんもそのリストの中には上がっておって、その都度選んでおったという認識でございます。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません。ちょっと決めつけ的になってすいません、今の質問は撤回します。ていうのも、全てここの業者にする必要がないんじゃないかなというのが一番疑問があって。というのは、今、項目でいうと、大工工事等をする内容でいえば、令和5年度の5月19日、雨漏りで安武第三、大津君が起案を上げていて、それで、そのすぐ後にまた屋上清掃、同じところ、第三のB、また1年たったら雨漏りで安武第三、これは尾上さん、尾上さんって読むんですかね。（「尾上」と呼ぶ者あり）尾上さんですかね。それももうほぼ9万9,000円で全部、9万9,000円、9万7,000円、9万3,500円でやられていて、こういう本当に大工仕事が——すいません、決めつけになるかもしれないです。資料をまた見せていただいて、どういう内容でやったかというのもまた後で提出願いたいんですけども、こういう同一箇所みたいな感じで行われている起案があったのは課長は存じていましたか。

○委員長（武道 修司君） 首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） 首藤でございます。ちょっと私の記憶の中でございますが、多分、それは簡易2階建ての建物で、大工というよりは、屋根が陸屋根っていうやつになっている屋根だと思います。コンクリート造ではないんですけど、コンクリートブロック造の2階建ての住宅が多数存在しております。それについては、もう雨漏りするとどこから漏っているかもちょっと私らでもなかなか分かりにくいところで、基本、上に雨水が落ちるます、ますというか、雨水溝があって、そこから配管が延びて、外にその屋根の排水を出すようになっておりますが、そこが詰まったりすると雨漏りの原因にもなったりするので、まず第一報はその清掃等をしてもらうことが多くございます。自分らでするときもございますが、してもらったりしております。それで止まる場合は、それで止まりましたで終わりなんですけど、止まらなかったときは二の矢で、何ていうんですかね、防水膜みたいなのが浮いているところがあるので、そこをじゃあモルタルしてみましようとかっていう提案を受けてしてもらって、それでも駄目だったので、翌年になってまた漏れたのでとかで対応したんじゃないかという記憶なんですけど。私が思っているところであれば。

以上です。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） そうですね。資料見ないと分からないところが多いと思います。

ほかは。もういいです。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 令和4年度からの今資料を、課長、見て我々は質問をしているん

ですが、課長が令和2年からこの都市政策課の課長をしているという資料もあります。令和3年、令和2年はもう特定業者がこれほど10万円以下に限らず事業をやっていたという認識はありますか。

○委員長（武道 修司君） 首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） 先ほども言ったように、そういった対応協力業者リストがありますので、どうしてもそこに偏っているという認識はあります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） となると、課長の前のここで前任者の方から引継ぎがあったわけで、この百条委員会でも言うんですが、どこからこの特定業者さんが多くなったかっていうのが今のところ資料として出てきていないんですね、まだ。ですから、4、5、6の3年間を見て、やはり多いのではないかと、金額面も、先ほど来、吉元委員からもありましたが、本当に適正なのかってことがこの委員会で非常に問題になっているんですね。ですから、課長が引き継いだときの記憶で結構ですので、やはりこれだけ特定業者がすごい数の工事を随意契約をしていたのかって記憶に関してちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（武道 修司君） 首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） 私の記憶でも、どうしても偏りは出てしまっていると思います。というのも、ほかの例えば大工業者さん、建設業者さん、水道業者さん等、多数、町内には存在はしているんですが、こういった住宅の細々対応、入居者対応も発生してしまうものについては敬遠されがちで、どうしてもしてくれるところが限られてきているというのが私の実感でございます。なので、もうもっと以前からどうしても偏りが出ているという認識を持っています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） どうしてもその業者に行ってしまうというのは、もう必然的なものだと思うんですね。ですから、金額面にしても、先ほど来、皆さんが言っていたけれども、係長、課長の許可を得て、金額見積りな程度で随意契約を1者でしていたと。ですから、この金額にしてもやはり根拠というのは非常に薄いと思うんですね。ですから、いろんな一覧がある中で、業種もいろいろある中で、そこら辺りってというのは課でしっかりと一度金額を押さえるべきだと思うし、先ほど来、吉元委員が言っていたけれども、すごい多種多様にわたってこの業者さんがしているんですね。ということは、今、課長が言われるように、いろんな業者さんをお願いしても敬遠されるっていうのはあるんだろうけれども、そこはやはり公平性ということを考え

れば、事前にそういう業者さんに関しての周知というか、そういうものも行うべきではなかったかなと思います。今後、今後、課がもう替わっているのですから、その辺りっていうのが非常に甘かったのかなと。課長自体も、いろんな議会の答弁の中でやはり予算が厳しいという発言を多々したと思うんですね。その中で今こういうものが出てくると、やはりそのチェックはじゃあ課長どうだったのと言わざるを得ないところもありますので、その辺りは、課は替わったにしても、きちっとした認識でやっていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） 私としても、もう偏りもあるし、今していただいている業者さんの中にも、もう高齢化が進んでできなくなっていくのが見えてきているところもございますので、私がいるときから、なるべく協力業者を増やそうということでいろいろ声かけ等はさせてもらっております。それで、先ほど言った清掃については1者増えましたし、大工仕事や配管清掃についても1者は増えたんですけど、なかなか増えないのが現状なので、引き続き後任にも伝えて、そういった業者を増やすようにしていけたらとは思っております。

あと、また遠い記憶をちょっと思い出したので追加で言わせてもらいますが、そういえば以前、合併してすぐぐらいのときは10万円でももう随契とかをさせてもらえないときがありましたので、全て管財のほうで業者選定をして発注するというのもやっておったかと記憶がございます。ただ、それがもう煩雑になり過ぎるということで各課に下ろしていつているということも聞いておりますので、記憶がございますので。ただ、先ほど言ったように、管財のほうでは町内の指名業者とかの一覧とかも持っていますので、そちらを参考にしながら協力業者を増やしていけたらと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 課長は何時ぐらいまで。もうちょっといいですか。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） 大丈夫です。

○委員長（武道 修司君） はい。ほかに。池亀委員。（発言する者あり）それなら、宗委員。すいません。

○副委員長（宗 裕君） 工藤委員の質問で、特定の業者が多いことに課長になったときに気づいているかっていう趣旨だったと思うんですよ。それで、そこを私からも聞かせてください。今回、我々が関心を持って調べると、今回、我々が取り上げているある特定の業者さんだけではなくて、特定の仕事は大体この業者さんばかりだなという傾向は確かにあるなとは思っているんです。ただ、今回我々が取り上げている特定の業者さんは、本来、こういう住宅関連のお仕事ではなくて、清掃センターのプラントの設備の運転とかメンテナンスから始まった業者さんが、

なぜかいつの間にか住宅関連の細々とした仕事も多数受注するようになったというのが、機会均等、公平性の観点で問題があるんじゃないかという視点を持っているんですよ。それで、課長にお尋ねします。この今我々が問題にしている特定業者さんが、首藤課長が就任される前の課長のと時から多数受注していたような記憶はございますか。

○委員長（武道 修司君） 首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） 首藤でございます。受注していたかどうかは、私はちょっと記憶もありませんし、判断しかねるんですが、私、先ほど言ったように、協力業者リストの中には、私が来る以前からここで今回上がっている業者さんの名前はありましたので、多分、以前からあると思っております。そうですね、あると思っております。

以上です。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 今言われた偏りですけど、今、質問の中にもあったんですけど、資料があるのが31年からのので、それ以前の資料を私たちは見ていないので、先ほどおっしゃった偏りは、首藤課長の前の竹本課長のと時から偏りがあったということですね。

○委員長（武道 修司君） 首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） 私の考えなので、前任者がどうかは分からないんですが、私としては、もう前任の課長よりさらに以前からあったんじゃないかとは思いますが。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ほかに。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 分割発注の件から、私からもお尋ねします。前の担当の大津さん、今の担当の成吉さんに来ていただいて、今、課長に来ていただいているんですが、我々がこの契約リストを見て、これは10万円以下に分割しているのではないかという指摘をすると、大津さんも成吉さんも、今言われるとほぼそのとおりだと思いますというような答弁だったんですよ。課長も同じような答弁で、今言われるとそう言われても仕方がない、これは分割発注であると現時点では認識しているような答弁だのように私には聞こえたんですが、これ、単に分割という問題だけではなくて、分割することによって10万円以下になって1者見積りで済むってところが、1者見積りで済みますから、疑って悪いですけど、やろうと思えば意中の業者を指名できるわけで。そこが肝だと思うんですが、課長には、これは分割することによって1者見積りになって特定の業者を指名できるとかというような疑いを、そのつもりがあったかないかじゃないですよ、その疑いをかけられるような認識は全くなかったんですか。

○委員長（武道 修司君） 首藤課長。

○(前)都市政策課長(首藤 裕幸君) 全くなかったかと言われれば、あまりに近い時期にそういう見積りが上がってくると、ちょっとこれは危ないんじゃないのというようなことを思い浮かべることはありましたが、基本そういうことのないように、まとめられる分はもうまとめてしたほうが1回の支払いでも済みますのでという指導はしてきておりましたので、そう思っております。ただ、先ほど言ったように、清掃や片づけについては、どうしても1室や1棟ですることが多かったので、すいません、私もそこが多分認識のずれが生じていたんだと思っております。

以上です。

○委員長(武道 修司君) 宗委員。

○副委員長(宗 裕君) ありがとうございます。率直な見解なので、大変参考になりました。

次に、これは大津さんのときに聞いたんだと思うんですが、お亡くなりになった、あるいは退去した場合の残置物、清掃、これ、ベランダとかも含めて、野外も含めて、これ全て退去する方の責任で、役場が公費でやるものでは原則としてないと思うんですよ。それがこれだけ公費で多数出るのが私は理解できなくて。まずは、亡くなった方の遺族、あるいは入居のときに連帯保証人を取っているので、連帯保証人に請求して、それも十分な期間をかけて請求して支払ってもらう努力をした上で、やむを得ないときにこういう処置はあると思うんですけど、あまりにも件数が多いので、その辺はどのようにされていたんでしょうか。

○委員長(武道 修司君) 首藤課長。

○(前)都市政策課長(首藤 裕幸君) 首藤でございます。基本、亡くなったら、宗委員おっしゃられるとおり、遺族の方や保証人に連絡を取るようにはしております。住宅入居者のほとんどのケース、うちでやっているほとんどのケースが、もう相続放棄いたしますとか、連帯保証人ももうついていないケースっていうのが実は多数ございます。最近、入居は基本もう連帯保証人絶対つけているんですが、以前からの入居については連帯保証人をつけずに入っている方が多数いらっしゃいますので、そういった方々については、もう連帯保証人には連絡ができず、遺族についてももう大体もう最近、住宅入居者のケースは放棄するとかっていうケースが多ございます。過去には100万円程度の残債預金がある方がいらっしゃったんですが、その方についてももう放棄するのでということで、うちのほうで裁判所を通じてそこら辺の処理をしたケースもございません。

以上です。

○委員長(武道 修司君) よろしいですか。時間の関係もありますので、よろしいですかね。また後日、都市政策課については資料請求をして、また資料チェックをしていきたいというふうに思います。

課長、最後に1つだけお聞きします。

○副委員長（宗 裕君） 私も最後にあるので、もう一回だけいいですか。

○委員長（武道 修司君） はい。宗委員。ちょっと簡潔に。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと厳しいことを聞きます。築上町の職員倫理規程によると、受注業者との交際は原則してはならないことになっているんですが、今回、特定業者さんの実質的経営者は元役場の職員の方なので、普通であれば日常の交際、付き合いがあるのは当たり前のことなんですが、こういう形で役場から多数受注する受注業者さんになった以上は、原則、交際は条例上してはならないと思っているんですが、課長御自身は、今問題になっている法人の実質的経営者、役場OBの方と日常的な交際は絶っておりますか。

○委員長（武道 修司君） 首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） 私自身は、顔は知っていて、職場とかで会うと話をする程度のもともと関係だったので、日常的な交際というものはございません。ただ、昔からいる方なので知っているので、もちろん、こちらの役場や現場等で会ったときには話をするというぐらゐの付き合いをしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ということは、飲食等を伴う付き合い等の交際はここ数年はないということですね。

○委員長（武道 修司君） 首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） たまたま行った先にいたことはございます。それこそ昨年かおとしぐらいのときに行った先で、ほかのグループで私どもが都市政策課で飲み会行って、二次会に行ったラーメン屋でたまたま会ったとかはございますが、一緒に飲食をするようなことはございません。

以上です。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。私のほうから最後。今日、3人の方にお聞きして、分割発注の認識が、ちょっと私たちが思う分割発注と今職員の皆さんが思っている分割発注という認識がちょっと違うのかなというふうにちょっと思いました。再度お聞きします。今回、この資料なり質問を受けて、分割発注だった可能性は強いのかどうかというちょっと課長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） 首藤でございます。先ほど吉元議員から指摘されたところ等については、そうなるんじゃないかと、強いと思います。ただ、どうしても近く、何度か同じ部屋とかが2週間後とかに出ているケース、私も資料を見させてもらったので、見るとありま

したが、それについては、どうしても入居者がいるものですから、当初こしかなかったものを工事に入ってここもしてくれんかとかで追加でどうしても、分割発注するつもりはなくても、同じ部屋なのに出ているっていうケースも多数過去にはございますので、そういうところを含めて気をつけるように後任にも指導していきたいと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 分割発注であったなという認識は、今回の資料、内容でそう思ったということでもよろしいですかね。（発言する者あり）宗委員。ちょっと後の事務をやらないといけないので。

○副委員長（宗 裕君） これ、1つだけ聞かせて。

○委員長（武道 修司君） はい。宗委員。最後。

○副委員長（宗 裕君） 大津さん、成吉さんと課長の答弁が食い違うんですね。基準額のようなものはありましたかと大津さん、成吉さんに聞いたら、そんなものはないという答弁だったんですけど、今、課長の答弁だと、多分、部屋の清掃のことだろうけど、1部屋清掃幾ら幾らっていうのは、前の年度に次の年度の大体その基準額を設定しているっていう答弁だったので、それが食い違うのはなぜなんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 首藤課長。

○（前）都市政策課長（首藤 裕幸君） すいません、基準額を設定しているって言いましたが、すいません、私も今、先ほどはそう言ったんですが、前の年度にではなくて、基本、私が来る以前から、ある清掃業者さんは、もうマンションタイプだったら1室幾らでいいよっていうのがあったのを、私がいるときに、ちょっと最近の物価高騰とかで上げさせてくれとかっていう話があって、マンションタイプだったらこの額でいいよっていう相談を受けて、そこからはその値段に変えたっていうところで、毎年、すいません、設定しているわけではなかったもので、職員としてはそういう設定があるとは思っていないと思います。

先ほど言ったように、入居前清掃の分だけですので、それが。今問題となっているある特定業者さんは入居前清掃には入っていないので、そこについては基準額の設定とかがないので、大津と成吉についてはそういう設定はないということでも言ったんじゃないかと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。（発言する者あり）よろしいですかね。

課長、すいません。ちょっとばたばたしてお昼を過ぎてしまいました。御協力ありがとうございました。また資料等を出していただいて、中身で分からないことがあったときはまた説明をお願いすることがあるかと思いますが、そのときは御協力のほどよろしくお願いいたします。今日はお忙しい中、ありがとうございました。お疲れさまでした。

以上で、本日の会議を閉じたいと思いますが、閉じられんね。まず、課長、どうぞ、後のあれが、次の業務がありますので、どうぞ退席をお願いいたします。（発言する者あり）

いえ、すいません、こちらこそ。ありがとうございました。

すいません、その他の項です。次回の日程の打合せをさせていただきたいと思います。次回の日程については、7月の22日10時からでよかったかね。（「はい」と呼ぶ者あり）ということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） という形で進めていきたいと思います。今回は、産業課の下田現課長補佐やなかったかね。課長補佐かね。（発言する者あり）今、課長補佐だね。現課長補佐と北代課長に来ていただく予定です。ということで、次回を22日に設定をしておりますので、よろしくお願いをいたします。（「委員長、委員会を閉じる前に私から、この説明をさせてください」と呼ぶ者あり）いやいや、ちょっとそれは言います。（「機会があればで、じゃあ」と呼ぶ者あり）この後、一旦、会議が終わった後に事務打合せをしたいと思いますので、委員の皆さんは御協力のほどお願いをいたします。

以上をもちまして、第6回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後0時20分閉会

---